

調剤報酬点数一覧表

2024年12月1日改定

調剤基本料	調剤基本料【要届出】	調剤基本料1 調剤基本料2 調剤基本料3 イロハ	調剤基本料1 調剤基本料2 調剤基本料3 イロハ	45点 29点 24点・19点・35点	
	複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	処方箋受付回数・集中度等に応じて	80/100	
	調剤基本料の減算	妥結率5割以下、かかりつけ機能未実施など		50/100	
	地域支援体制加算【要届出】1・2・3・4	在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて		32点・40点・10点・32点	
	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制		5点	
	後発医薬品調剤体制加算【要届出】1・2・3	直近3か月の後発医薬品	1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上	21点・28点・30点	
	後発医薬品調剤体制減算	調剤数量割合に応じて	50%以下	▲5点	
	在宅患者総合体制加算【要届出】1・2	在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定		15点・50点	
	医療DX推進体制整備加算【要届出】(月1回)1・2・3	オンライン資格確認や電子処方箋など医療DXを推進する体制の評価。マイナ保険証利用率に応じて		7点・6点・4点	
	分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	医師の分割指示による場合	2回に分割・3回に分割	1/2・1/3	
調剤技術料	内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）	1剤につき(3剤まで)		24点	
	内服用滴剤	1調剤につき		10点	
	屯服薬	受付1回につき		21点	
	浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)		190点	
	湯薬	1調剤につき(3調剤まで)	7日分以下の場合		190点
			8日分以上(3調剤まで)	7日目以下の部分 8日目以上の部分(1日分につき)	190点 10点
	注射薬	受付1回につき		400点	
	薬剤調製料	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬 抗悪性腫瘍剤	69点(6歳未満137点) 79点(6歳未満147点)
		外用薬	1調剤につき(3調剤まで)		10点
		麻薬加算	麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70点
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算		向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8点	
開局時間以外等の加算		休日：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜：午後10時から午前6時まで	時間帯：終日休業日及びおおむね午前8時前及び午後6時以降	基礎額＝調剤基本料＋薬剤調製料＋調剤管理料	基礎額の100/100
			深夜：午後10時から午前6時まで	基礎額＝調剤基本料＋薬剤調製料＋調剤管理料	基礎額の140/100
夜間・休日等加算		午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜			40点
自家製剤加算 (予製剤及び錠剤半割は20/100)		1調剤につき	①内服薬(7日分毎)	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	20点
			②屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
			③内服薬・屯服薬	液剤	45点
	④外用薬		錠剤、トローチ剤、軟膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻剤、点耳剤、洗腸剤	90点 75点	
計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ：液剤 口：散剤、顆粒剤 ハ：軟・硬膏剤		35点・45点・80点	
調剤管理料	調剤管理料(内服薬) 内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	1剤につき(3剤まで)		4点 28点 50点 60点	
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき		4点	
	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整に係るもの		40点・20点	
	調剤管理加算	複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合	初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点 3点	
	医療情報取得加算(12月に1回)	マイナ保険証等により患者の診療情報等を取得し活用する体制の評価		1点	
	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合		45点	
	服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対して行った場合		59点	
	服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合		45点	
	服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ：原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 ロ：左記以外		45点・59点	
	服薬管理指導料の特例	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合 3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下など		59点 13点	
かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合		76点		
薬学管理料	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22点	
	特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	特に安全管理が必要な医薬品の指導	イ：初めて処方時 ロ：指導の必要時	10点・5点	
	特定薬剤管理指導加算2【要届出】(月1回)	抗悪性腫瘍剤(注射薬)に関する薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供した場合		100点	
	特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ：RMPICに基づき資料による説明指導 ロ：調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導		5点・5点	
	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載		12点	
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状況に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載		350点	
	吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合		30点	
	かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療料等の算定患者を対象とする包括点、時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定		291点	
	外来服薬支援料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合		185点	
	外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	42日分以下(7日分毎) 43日分以上	34点 240点	
在宅関連	施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理		50点	
	服用薬剤調整支援料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合		125点	
	服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的に把握し、実施あり薬局 処方医に減薬等の提案を行った場合	上記以外	110点 90点	
	調剤後薬学管理指導料(月1回)	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	新たに糖尿病薬が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点 60点	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)【要届出】	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理、指導を行った場合。原則16km以内に限る	1 単一建物診療患者1人の場合		650点
			2 単一建物診療患者2～9人の場合		320点
			3 単一建物診療患者10人以上の場合		290点
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(1～3と合わせて月4回又は8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合		59点	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(1と2を合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		500点	
	夜間訪問加算・休日訪問加算・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射薬使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合		400点・600点・1000点	
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(1と2を合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		200点		
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器等を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合		59点		
在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点		
在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算					
麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100点(オンライン22点)		
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法が行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合		250点		
乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合		100点(オンライン12点)		
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合		450点(オンライン350点)		
在宅中心静脈栄養加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の管理、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合		150点		
退院時共同指導料(入院中)又は(2回)	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合		600点		
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場合	イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整	40点・20点		
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を交付した場合	イ：残薬調整に係るもの以外 ロ：残薬調整	40点・20点		
経管投薬支援料(初回)・限り	経管投薬実施患者が簡易懸濁液開始時に支援を行った場合		100点		
在宅移行初期管理料(訪問回数等の初回算定月1回限り)	在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点の支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点		
その他	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合		30点	
	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合		20点・20点・20点	
	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合		50点	
介護報酬	居宅療養管理指導費(月4回又は月8回) *介護予防居宅療養管理指導費も同様	医師の指示に基づき患者を訪問し管理、指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 2 単一建物2～9人 3 単一建物10人以上	518単位 379単位 342単位	
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100単位	
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		250単位	
	在宅中心静脈栄養加算【要届出】	中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位	
	特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合		所定単位数の15/100	
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合		所定単位数の10/100	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】	中山間地域等に居住する利用者に対し通常の事業実施地域を超えて実施する場合		所定単位数の5/100	
情報通信機器を用いた場合	医療管理指導1～3と合わせて月4回又は8回まで		46単位		

この一覧は調剤報酬上で提示することが定められています。後発医薬品は、患者が薬局における業務内容及びその費用を理解できること、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に提示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について令和6年3月5日 後発医薬品0305第4号 調剤報酬点数表に関する事項)法通知>8